

## 平成24年度 宇都宮市奨学生募集要項

- 1 対 象 学校教育法の規定に基づく下記の学校の入学予定者又は在学者
- |   |
|---|
| 高等学校，高等専門学校，大学，短期大学，中等教育学校（後期課程）<br>専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程） |
|---|
- 2 応募資格
- ① 本市市民の被扶養者で，経済的理由により修学が困難であること。
- ② 独立の生計を営み，確実な保証能力があり，市税（市民税，固定資産税，都市計画税，国民健康保険税，軽自動車税等）の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。
- ※ 父・母両方が連帯保証人になることはできません。
  - ※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。
- ③ 平成23年中の認定所得金額が別表第1の所得基準額以下であること。
- ※ 認定所得金額とは，世帯全員の所得金額（申請時に失業中の方の所得金額は含まない。）を合算した金額から別表第2の特別控除額を差し引いた金額をいいます。
  - ※ 給与所得者の所得金額は，別表第3により計算します。
  - ※ 給与所得者以外の所得金額は，収入金額から必要経費を差し引いた金額です。
- 3 募集期間 平成24年2月1日（水）から平成24年12月28日（金）まで  
（尚，郵送による申請の場合は12月28日（金）の消印まで有効）
- 4 募集人数 140名程度
- 5 貸付額（月額）
- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| 高等学校，高等専門学校<br>専修学校（高等課程）<br>中等教育学校（後期課程） | 自宅通学 17,000円<br>自宅外通学 18,000円 |
| 大学，短期大学<br>専修学校（専門課程）                     | 自宅通学 35,000円<br>自宅外通学 45,000円 |
- 6 返 還 最終学校を卒業した翌年4月から，当該奨学金の貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内に，月賦，半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。  
（例 平成28年3月に4年制大学を卒業する場合：平成29年4月から16年間）
- 7 利 子 無利子

- 8 提出書類
- ① 奨学金貸付申請書（別記様式第1号）
  - ② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書（別記様式第2号）  
（新入生は出身学校，2年生以上は在学学校に記入を依頼してください。）
  - ③ 合格通知書の写し又は在学証明書
    - ※ 本人の住民登録が宇都宮市外にある場合は，本人の住民票を添付してください。
    - ※ 単身赴任等の理由で，保護者のいずれかが平成24年1月1日現在で宇都宮市外に住民登録があった場合は，平成23年中の収入の分かる書類を添付してください。
- （例 源泉徴収票の写し，所得証明書等）

- 9 申込先 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所13階） TEL 028（632）2704
- ※ 申請書類の受付は，地域自治センター，地区市民センター，出張所では行っておりませんので，御注意ください。

- 10 選考方法 平成24年4月27日までの申請者については5月下旬頃に，5月1日以降の申請者については申請の翌月に，所得状況，学業成績等を審査の上決定します。
- なお，選考結果については，申請者本人に文書で通知します。（採用になった場合は，借用証書兼誓約書，連帯保証人2名の市税完納証明書，印鑑登録証明書等の書類の提出が必要となります。）

別表第1 所得基準額

世帯人数 (本人を含む)	高等学校，高等専門学校，専修学校（高等課程），中等教育学校（後期課程）	大学，短期大学，専修学校（専門課程）
1人	129万円	160万円
2人	206万円	254万円
3人	238万円	295万円
4人	257万円	320万円
5人	276万円	344万円
6人	293万円	362万円
7人	307万円	380万円
8人以上	1人増すごとに14万円を世帯人数7人の基準額に加算	1人増すごとに18万円を世帯人数7人の基準額に加算

別表第2 特別控除額

母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		9万円		
	中 学 校		17万円		
	高等学校	国・公立	31万円	53万円	
		私立	45万円	66万円	
	高等 専門学校	国・公立	40万円	62万円	
		私立	66万円	88万円	
	大 学 ・ 短期大学	国・公立	67万円	116万円	
		私立	111万円	159万円	
	専修 学校	高等 課程	国・公立	19万円	30万円
			私立	41万円	51万円
専門 課程		国・公立	25万円	71万円	
		私立	79万円	123万円	
障がい者のいる世帯	障がい者1人につき 99万円				
長期療養者のいる世帯	療養のための経常的な支出の年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している年間金額。ただし、71万円を上限とする。				
授業料	授業料の年額のみを対象とし、入学金（寄付金等を含む）や施設使用料、実習費等は算入しない。				

別表第3 給与所得者の所得金額の計算式

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得金額（万円未満切捨て）
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下	年間収入金額×0.7－223万円
879万円以上	年間収入金額－486万円